

「宿泊・飲食業界定着に向けた人材育成動画制作事業」に関する業務仕様書

1 委託業務名

「宿泊・飲食業界定着に向けた人材育成動画制作事業」に関する業務

2 業務目的

令和4年10月以降の入国制限緩和以降、外国人観光客の需要が回復しつつある一方、京都市内では観光業界における人材不足が課題になりつつあり、観光サービスの水準や労働環境の維持も難しくなることが懸念される。京都の観光業界を支える宿泊、飲食業界においてもコロナ前に比べて従業員数が大幅に減少しており、これらの業界における担い手確保、育成を目的とした動画を制作する。

なお、映像には、京都観光に関わる全ての方々が、お互いを尊重しながら持続可能な京都観光をともに創りあげていくことを目指す「京都観光モラル」の理念も取り入れること。

3 業務期間

契約の日から令和6年3月29日（金）まで

4 業務概要

海外や国内で使用することを前提に、京都で仕事をする魅力を感じるようなコンセプトの動画を制作するにあたり、以下の業務を行うこと。

(1) 企画策定

シナリオの企画・立案・撮影先の調整

(2) 動画撮影、編集

シナリオに基づく動画の撮影・編集

(3) 動画のデータ化

動画データとしてメディアに記録

(4) その他

制作に当たり必要と思われる作業

5 業務内容

(1) 企画策定

- ① 企画書には[表]に記載する目的・動画使用者・使用機会・編集方針・素材例・動画時間及び本数を踏まえて、動画タイトル、制作方針、動画構成、表現方法（状況設定）、スケジュール、履行にかかる組織体制等について記載すること。

[表]

動画テーマ	宿泊施設・飲食店従業員京都定着動画
目的	京都及び京都で働くことの魅力を発信することで、京都の宿泊施設、飲食店での担

	い手確保、育成に繋げること。
動画使用者	公益社団法人京都市観光協会
使用機会	公益社団法人京都市観光協会のホームページやセミナー等で配信
編集方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都の宿泊、飲食業で働くことの魅力に気づき、認知し、理解してもらうこと。 ・ 「京都で良い」ではなく、「京都が良い」と感じてもらえる内容であること。 ・ 京都の伝統文化の奥深さを一方的に伝えることが主目的ではなく、京都で働くことに関心がない人々にも興味を持っていただける内容であること。 ・ 全ての動画を観たいと感じさせる工夫、要素を取り入れた内容であること。 ・ 京都市観光協会が配信している「京都観光オンラインアカデミー」をはじめとした、京都の人材育成に資する各種動画があることを踏まえて、本件動画の位置付けや内容、コンセプト等を検討すること。 ・ 映像には「京都観光モラル」を意識した描写を含めること。
動画時間及び本数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製作本数は8本 ・ 映像時間は約3～20分/本（目安）

②企画書に基づき、台本や絵コンテ等の映像の内容が把握できるもの（以下「台本等」という。）を作成する。台本等は、事前に委託者に提出し、十分調整すること。また、委託者から修正が求められた場合は速やかに修正を行うこと。

③動画制作に必要なディレクター、スタッフ、キャスト、機材、施設、車両及び消耗品等の準備及び管理を行うこと。

(2) 動画撮影・編集

①委託者との調整を経た台本等に基づき、以下の通り取材、撮影、編集、MA、オーサリング等を行い、完成させること。

②相応の画質・品質とすること。

③野外撮影時の天候不良など撮影の変更を伴う諸事情にも臨機応変に対応すること。また、天候不良等による再撮の想定経費も全て見積りに含めること。

④撮影場所は、京都市内において実施するものとする。なお、寺院神社、伝統産業、伝統芸能等の具体的な撮影場所等は委託者と協議の上で決定する。

⑤取材・撮影には、事前に日程、体制及び内容について撮影計画を提出し、委託者の承認を受けること。

⑥事前に関係機関と十分な調整を行い、撮影許可手続きほか必要な手続き及び一切の業務を行うこと。

⑦テロップを挿入する場合は英語表記もすること。その際には英語を母語とするネイティブのチェックを必ず受けること。

⑧委託者の立会いのもと、事前に試写を行い、委託者の承認を得た上で完成させること。なお、試写の結果、委託者が修正を求めた場合には、速やかに修正を行うこと。

(3) 動画のデータ化

- ① 制作した動画について、以下のとおり納入すること。下記一覧は必須事項とし、これを超える提案を妨げない。

品名	規格	数量
DVD（含むパッケージ）	市販の DVD プレーヤー及びパソコンの両方で再生できること。	3 枚
映像データ	MP4 データ等 (HD 形式)	1 式

- ② 委託者の用途に応じ他の形式に変換すること（音・動画素材別など）。

(4) その他

DVD 盘面は、委託者が第三者との契約により、DVD 等を複製制作する場合にも使用できるよう、デザインの版下データ等を納品すること。

(5) 留意事項

- ① 既存の映像の利用を可能とする。ただし、利用に係る一切の費用は委託費に含まれる。また、利用に係る権利処理は受託者が行うこととする。
- ② 事業の円滑かつ効率的の実施のため、委託者と密接な連携を図り、必要に応じ専門家を交えた企画会議を実施しながら事業を進めるものとする。

6 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知りえた個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱

- ① 当事業で制作した映像、画像、音声の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む）は委託者に譲渡するものとし、委託者が作成・運営するホームページやイベント等に随時使用、複製、再編集でき、且つ、第三者が自由に二次利用できるものとする。
- ② 制作にあたり、第三者が権利を有する写真・イラスト・動画を使用する際には、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が行う。

(4) 権利処理

- ① 本動画に使用される文芸、音楽、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権、その他一切の権利及び、監督・脚本・出演者・カメラマン・アートディレクター・技術監督・その他制作関係者の本動画の著作権に関して、何ら問題の生ずることがない完全な状態で委託者のみに帰属するよう留意すること。
- ② 前項に関し、関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理する

こと。

- ③ 本動画の行使に関するあらゆる二次利用料は、一切発生しないものとする。
関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。
- ④ ①から③に加え、成果物が、インターネット上の動画配信サイト等で公開可能な映像となるよう、権利処理に特に留意すること。

(5) 瑕疵担保責任

本委託事業における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において補修を行うものとする。

(6) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、委託者の指示するところによるものとする。

以上